

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市議会個人情報の保護に関する条例施行規則（令和４年議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「第１９条の４第１項第５号」を「第１９条の４第１項第４号」に改め、同条第１６号中「第１２条第３項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第２０１条の２第１項に規定する被保険者番号等」に改める。

様式第２７号中「堺市議会保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書」を「堺市議会保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和８年６月１４日から施行する。ただし、第３条第１６号及び様式第２７号の改正規定は、公布の日から施行する。